

市・都民税&所得税確定申告が必要かチェック

スタート 課税課市民税係 ☎042-497-2040

令和7年1月1日現在清瀬市に住んでいた

当てはまる

給与収入	☐	年末調整済みの給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超えている
	☐	年末調整をしていない給与収入がある(中途退職で再就職をしていない方、2か所以上から給与の支払を受けている方、年収2,000万円を超えている方など)
年金収入	☐	給与と所得の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受ける(★)
	☐	公的年金などの収入が400万円を超えている
その他収入等	☐	公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円を超えている
	☐	公的年金の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受ける(★)
その他収入等	☐	土地・建物などの譲渡所得や生命保険の満期返戻金などの一時所得がある
	☐	事業所得や不動産所得などがあり、所得税の納付または予定納税、源泉徴収に係る所得税の還付がある(★)
	☐	純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける

1つ以上 当てはまる

令和7年1月1日現在住んでいた市区町村に確認してください

当てはまらない

所得税の確定申告をしてください

(スマートフォンからがおすすめです)

詳しくは、国税庁ホームページを確認していただくか、東村山税務署へお問い合わせください。

☎東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

▶ 国税庁ホームページ

🌐 <https://www.nta.go.jp>

※e-tax(電子申告)であれば24時間いつでも送信(提出)できます。

(★) 所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署に確認してください。

1つ以上 当てはまる

税務署で 確定申告が不要と案内された

1つ以上 当てはまる

清瀬市に市・都民税の申告をしてください

市・都民税の申告については、次面をご覧ください。

当てはまらない

所得税確定申告及び市・都民税の申告は不要です

※収入がない方は、市内在住の親族があなたを扶養親族として申告(または年末調整)しているか必ず確認してください。なお、「所得0円」と記載された非課税証明書が必要な場合は、市・都民税申告にて収入がない旨を申告してください。

チェック表の結果「確定申告」が必要になった方

パソコン・スマートフォンから申告

① 国税庁ホームページにアクセス

🌐 <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

② 画面の指示に従って申告書を作成

③ いずれかの方法で申告書を提出

◆ マイナンバーカードを使って送信(二次元バーコード)

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。

◆ マイナンバーカードを使って送信(ICカードリーダー)

マイナンバーカードとICカードリーダーが必要で、ID・パスワードを使って送信ご利用にはあらかじめ税務署にて「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行が必要です。本人確認書類を持参し、税務署にて事前に手続きをお願いします。

◆ 郵送

作成した申告書を印刷して東村山税務署に郵送してください。

〒189-8555 東村山市本町1-20-22 東村山税務署

手書きの申告書で申告

申告書は東村山税務署や市役所本庁舎などで配布します。市役所では2月3日(月)より2階の市民協働ルーム前や各申告受付会場で配布予定です。

東村山税務署 確定申告作成会場開設

2月17日(月)より、東村山税務署内に確定申告作成会場が開設されます。受け付けは、午前8時30分から午後4時までです。入場には整理券が必要になりますので、当日または事前にLINEアプリでお手続きください。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

☎東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

社会福祉法人 上宮会グループ 清瀬リハビリテーション病院

診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科(総合リハビリテーション施設)
病床数	168床(回復期98床、一般27床、呼吸器48床)
診療受付時間	診療科目 内 科 小 児 科 火・水・木 土(第2のみ) 曜 日 月～金 時 間 9:00～11:30 13:00～16:30

☎042-493-6111 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33 <http://www.kiyose-reha.jp>

社会福祉法人 上宮会グループ 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 上宮園

特 養	定員 100床
ショートステイ	定員 8床(他定床利用10床)
デイサービス	1日 25名
居宅介護支援事業所	

特養・ショートステイ ☎042-493-6118 デイサービス ☎042-494-1990 居宅介護支援事業所 ☎042-491-3200

〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-31 <http://www.jyoguen/jyoguen/>

4面のチェック表の結果「市・都民税の申告」が必要になった方

市・都民税の申告にお持ちいただくもの

課税課市民税係 ☎042-497-2040

① 市・都民税申告書

窓口でお渡ししている他、市ホームページからもダウンロードできます(右記QRコード参照)。

なお、令和6年度市・都民税申告書を提出された方には、1月22日(木)ごろに令和7年度市・都民税申告書を発送します。

② 個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

▶ 個人番号(マイナンバー)が記載された書類=マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票など

▶ 本人確認書類=顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど)がない場合は、健康保険証や年金手帳など2点。

③ 所得・控除を証明する書類

◆ 所得…令和6年中の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書など)。一度お預かりした書類は、返却できません。

◆ 控除…令和6年中に支払った社会保険料の金額がわかる書類や、国民年金保険料の控除証明書(※1)、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書(※2)、障害者手帳、学生証など

(※1) 令和6年中に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額がわからない場合は、市役所で支払金額の確認書を交付していますので、本人確認書類を準備のうえお越しください。

令和7年度市・都民税申告書(薄緑色)

電話確認や郵送請求も可能ですので、お手元に保険証または納税通知書をご準備のうえ、下記問合せ先にお電話ください。なお、国民年金保険料を申告するには控除証明書の添付が必須です。控除証明書については、年金事務所にお問い合わせください。

(※2) 医療費控除の明細書は、医療機関ごとに令和6年中に支払った医療費を記入しすべての合計金額をご自身で計算してください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードできる他、任意の様式でも構いません。

郵送での提出にご協力ください

市・都民税の申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。【送付先】〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市課税課市民税係行

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

内容	期間	発送日
国民健康保険	令和5年11月～令和6年6月診療分	令和6年11月に送付済み
	令和6年7月～10月診療分	令和7年2月中旬から下旬までに発送予定
後期高齢者医療	令和5年9月～令和6年8月診療分	令和7年1月末日ごろに発送予定

実際にご自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引くなどご自身で額を訂正して申告する必要があります。

医療費控除は前年の1月から12月までの支払額が対象です。医療費等通知書に記載されていない診療月については、ご自身で明細書を作成してください。また、マイナポータルから医療費等通知情報を確認することができます。なお、差額ベッド代などの保険適用外は記載されておりませんのでご注意ください。

☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047、
保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050
※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

国民健康保険

「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告の際に参照してください。

後期高齢者医療

「自己負担相当額」と「標準自己負担額」の合計金額を申告の際に参照してください。
(注) 画像はいずれもイメージです。

要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？～

◆医療費控除

【控除対象】

○施設サービス=①介護老人保健施設や介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居宅サービス=訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスにあわせ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代=傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。おむつを使用した年に6か月以上要介護認定を有している方で、一定の基準を満たせば市で証明が発行できる場合があります)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

【控除対象】65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。

※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を窓口持参または郵送で介護保険課まで。

☎医療費控除について=課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について=介護保険課介護サービス係 ☎042-497-2080

を満たせば市で証明が発行できる場合があります)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

【控除対象】65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。

※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を窓口持参または郵送で介護保険課まで。

☎医療費控除について=課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について=介護保険課介護サービス係 ☎042-497-2080

“不動産を売るとき”って、どうしたらいいの？ 専門家に学ぶ「不動産の上手な売り方無料個別講座」

参加無料・要予約

1月18日(土)～2月9日(日)開催

「三井住友トラスト不動産」では、1月18日(土)～2月9日(日)の期間中、不動産売買の悩みを解決するための「不動産の上手な売り方無料個別講座」を開催します。不動産の現在の資産価値がわかる無料査定に相談にも対応。この機会に気軽に参加を。

場三井住友トラスト不動産所沢センター(地図参照)埼玉県所沢市日吉町2-4リエート所沢2階(各線「所

沢」駅徒歩1分) 時1月18日(土)～2月9日(日)午前10時～午後5時※希望の日時を伝えてください※希望日の3日前までに申し込みを※相談不動産の所在地を伝えてください※エリアにより対応できない場合があります※定各日・各回1組(参加費無料、水・祝定休) 特「不動産売買ガイドブック」進呈(写真)

申 問 無料講座事務局(所沢センター)

☎0120-02-3397※応募者の個人情報は受付に利用